

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



# 福島県報

## 目次

### 告示

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 三〇六
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 三〇六
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 三〇六

- 警備員検定合格者審査を実施する件 三〇八
- 不在者投票のできる施設として指定した件 三〇九
- 不在者投票のできる施設の名称を変更した旨届出があった件 三〇九
- 政治活動のために寄付を受け又は支出をすることができない団体となった件 三〇〇

福島県選挙管理委員会

### 公告

- 大規模小売店舗立地法による廃止の届出があった件 三〇七
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 三〇七
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 三〇七
- 有用広葉樹母樹林の指定の一部を

- 平成十九年三月三十日付け号外第二十七号中 三二
- 平成十九年四月六日付け定例第八百六十四号中 三二

福島県告示第三百二号

## 告示

### 福島県告示第三百号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年四月十七日から同年五月十七日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年四月十七日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
リオン・ドール鎌田店 福島市鎌田字西舟戸十一一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要  
意見なし。

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

### 福島県告示第三百一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年四月十七日から同年五月十七日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年四月十七日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
リオン・ドール鎌田店 福島市鎌田字西舟戸十一一ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
意見なし。

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

### 福島県告示第三百二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十九年四月十七日

### 福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
白河市・須賀川市・岩瀬郡天栄村(以上二市一村国有林。次の図に示す部分に限る。)

### 福島県知事 佐藤 雄 平

- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
  - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
白河市・須賀川市・岩瀬郡天栄村(以上二市一村国有林。次の図に示す部分に限る。)

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

白河市・須賀川市・岩瀬郡天栄村・西白河郡西郷村（以上二市二村国有林。次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

白河市・岩瀬郡天栄村（以上一市一村国有林。次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
- 3 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

三一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩瀬郡天栄村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

岩瀬郡天栄村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
- 3 主伐として伐採をすることができない立木は、天栄村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林業領域治山対策グループ並びに関係市役所及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林業領域治山対策グループ）

### 公 告

#### 公告第九十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。  
平成十九年四月十七日  
福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
アーデン 郡山市富田町字大徳南六番地十

二 大規模小売店舗の廃止前の店舗面積の合計  
千四百二十一平方メートル

三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
零平方メートル

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日  
平成十八年十月五日

五 届出年月日  
平成十九年四月五日

六 届出をした者  
株式会社コート

（商工総務領域商業まちづくりグループ）

#### 公告第九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。  
平成十九年四月十七日  
福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称  
阿賀川土地改良区

就任した役員  
阿賀川土地改良区

役員 氏名 住所  
理事 岩瀬 一 河沼郡会津坂下町大字青木字葭尻六番地

（農村整備領域農村計画グループ）

#### 公告第二百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。  
平成十九年四月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称  
猪苗代町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 渡部 功 耶麻郡猪苗代町大字三ツ和字砂川二九一六番地  
加藤 一三 同 町大字川桁字元幸野八三番地  
矢森 章雄 同 町字今泉一九二四番地

同 黒澤 孝 同 町字三ツ屋一二六五番地  
同 鶴巢 守 同 町字土町二六番地  
同 古川 剛 同 町大字長田字北烏帽子九九九番地

同 穴澤 進 同 町大字磐根字土田三三〇番地  
同 佐藤 公章 同 町大字磐里字島田一九三二番地  
同 小林 清 同 町大字千代田字富永乙五二四番地

同 鈴木 義一 同 町大字西館字中屋敷二三一番地  
同 古川 文和 同 町大字中小松字松橋七〇番地  
同 阿部 清美 同 町大字蚕養字小水沢甲二七三〇番地

同 渡部 長昭 同 町大字蚕養字村中乙二二五九番地  
同 星 一夫 同 町大字三郷字館ノ内八二四六番地  
同 渡部 利 同 町大字八幡字山神三七一番地

同 六角 義清 同 町大字金田字千苺二五四〇番地  
同 林部憲二郎 同 町大字若宮字大原丙二一九番地  
同 二瓶 繁一 同 町大字若宮字田茂沢前甲二四六七番地

同 村上三男 同 町大字関都字山道四〇五六番地  
同 土屋 孝彦 同 町大字磐里字村中六九〇番地  
同 吉野 肇 同 町大字中小松字中目丙二三番地

同 二瓶 藤雄 同 町大字若宮字家東乙六二四番地  
同 就任した役員

役別 氏名 住所  
理事 渡部 功 耶麻郡猪苗代町大字三ツ和字砂川二九一六番地  
矢森 章雄 同 町字今泉一九二四番地

同 阿部 清美 同 町大字蚕養字小水沢甲二七三〇番地  
同 黒澤 孝 同 町字三ツ屋一二六五番地  
同 鶴巢 守 同 町字土町二六番地

同 穴澤 進 同 町大字磐根字土田三三〇番地  
同 加藤 忠彦 同 町大字長田字釜井三二二番地  
同 佐藤 公章 同 町大字磐里字島田一九三二番地

同 黒崎 正 同 町大字堅田字廻谷地一六八八番地  
同 小林 總市 同 町大字千代田字村東乙三八番地  
同 小檜山 進 同 町大字中小松字中目丙二八番地

同 五十嵐憲雄 同 町大字三郷字西河原二〇四番地  
同 神 建一 同 町大字八幡字白津四三八六番地  
同 佐藤富太郎 同 町大字川桁字新屋敷三四一七番地  
同 齋藤 研次 同 町大字関都字都沢二六〇九番地  
同 土屋 敬 同 町大字金田字金曲一一二番地  
同 二瓶 繁一 同 町大字若宮字田茂沢前甲二四六七番地  
同 二瓶 次夫 同 町大字若宮字山田乙二二二番地  
同 磯川 盛雄 同 町字新堀向七一八六番地  
同 山崎 正徳 同 町大字三ツ和字五十軒三三七一番地  
同 渡部 長昭 同 町大字蚕養字村中乙二二五九番地  
同 菊地 宗平 同 町大字若宮字大原丙二五六番地  
同 同 同 町大字若宮字大原丙二五六番地  
(農村整備領域農村計画グループ)

公告第二百一十号

有用広葉樹(主に用材生産に適する広葉樹をいう。以下同じ。)の優良な種子の確保及び供給を図り、その苗木生産及び造林推進に寄与するため、優良な種子の採取に適する有用広葉樹の集団を母樹林として平成三年十二月三日に指定した指定番号福島広三二について、平成十九年四月九日にその指定の一部を次のとおり解除した。  
平成十九年四月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

樹種	所在	本数(本)		面積(ヘクタール)	
		解除前	解除後	解除前	解除後
ミズナラ	南会津郡南会津町大字熨斗戸字矢竹二二六四一一	八〇	七五	〇・五〇	〇・四四

(森林林業領域森林整備グループ)

福島県公安委員会

福島県公安委員会公告第7号

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)附則第7条第1項の規定により検定合格者審査(以下「審査」という。)を次のとおり実施する。  
平成19年4月17日

## 福島県公安委員会委員長 栗 野 章

## 1 審査を行う警備業務の種別及び級、日時並びに場所

## (1) 警備業務の種別及び級

- ア 空港保安警備業務 1級及び2級
- イ 施設警備業務 1級及び2級
- ウ 交通誘導警備業務 1級及び2級
- エ 貴重品運搬警備業務 1級及び2級
- オ 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2級

## (2) 日時

平成19年6月20日(水)

ア 午前の部 午前9時から正午まで

イ 午後の部 午後1時30分から午後4時30分まで

## (3) 場所

福島県青少年会館(福島県福島市黒岩字田部屋53番5)

電話024-546-8311

## 2 審査対象者

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条に規定する検定(以下「旧検定」という。)に合格した警備員であって、検定規則附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者に該当しない者

## 3 審査の定員

午前の部及び午後の部とも各40名

## 4 審査申請手続等

## (1) 審査申請手続

審査を申請する者(以下「審査申請者」という。)は、福島県内の各警察署に備え付けの審査申込書に必要事項を記入し、次のア及びイに掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める警察署に提出すること。

なお、郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は、受け付けない。

ア 福島県公安委員会により旧規則第8条の合格証(以下「合格証」という。)を交付された者 福島県内の最寄りの警察署

イ 他の都道府県公安委員会により合格証を交付された者(福島県内に住所を有する者又は福島県外に住所を有する者で福島県内に所在する営業所に属する警備員であるものに限る。) 住所地を管轄する警察署又は当該営業所の所在地を管轄する警察署

## (2) 添付書類

(1)のアに掲げる者は(1)の審査申請書に次のア及びイに掲げる書類を、(1)のイに掲げる者のうち福島県内に住所を有する者は(1)の審査申請書に次のア、イ及びウに掲げる書類を、(1)のイに掲げる者のうち福島県外に住所を有する者で福島県内に所在する営業所に属する警備員である者は(1)の審査申請書に次のア、イ及びエに掲げる

書類を、それぞれ添付すること。

ア 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月を記入したもの) 1葉

イ 合格証の写し 1通

ウ 住所地を疎明する書面(住民票の写し、自動車運転免許証の写し等) 1通

エ 営業所に属することを疎明する書面 1通

## (3) 審査申請の受付期間

平成19年5月14日(月)から同月31日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

の午前9時から午後5時まで  
なお、各部とも審査の申請の先着順に審査を受ける者を決定し、審査を受ける者の数が定員に達したときは、その後の申請については、受付期間中であっても受付を締め切るものとする。

## (4) 審査手数料

ア 金額

各審査4,700円

## イ 納付方法

福島県収入証紙により、審査申請書提出時に納付すること。

なお、既納の審査手数料は、返還しない。

## 5 留意事項

(1) 審査を受ける者は、審査当日に合格証を持参すること。

(2) 審査は、学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

## 6 審査に関する問い合わせ先

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話024-522-2151 内線3026又は3027

(生活安全企画課)

## 福島県選挙管理委員会

## 福島県選挙管理委員会告示第四十七号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項又は第四項第二号(農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)第六条、漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六条、第百十四号、第百十七号若しくは第百八十四号)において準用する場合を含む。)に規定する不在者投票のしきる施設として、平成十九年四月九日次のとおり指定した。



平成十九年四月十七日

福島県選挙管理委員会  
委員長 新妻 威 男

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地
特別養護老人ホームハーモニードりケ丘	郡山市緑ヶ丘東六丁目二六番地二

福島県選挙管理委員会告示第四十八号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八條第四項（第八八條、第九九條第一項、第十十條第一項、第十一條第一項又は第十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称を変更した旨の届出があった。

平成十九年四月十七日

福島県選挙管理委員会  
委員長 新妻 威 男

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
福島県立医科大学付属病院	公立大学法人福島県立医科大学 大学附属病院	平成一八年四月一日
福島県立猪苗代病院	猪苗代町立猪苗代病院	平成一九年四月一日
福島県立三春病院	三春町立三春病院	平成一九年四月一日

福島県選挙管理委員会告示第四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七條第二項の規定により、次の政治団体は、平成十九年四月三日以後政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない政治団体となった。

平成十九年四月十七日

福島県選挙管理委員会  
委員長 新妻 威 男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	摘要
---------	--------	----------	------------	----

飯村義久後援会

鈴木 清一

飯村 勝則

西白河郡西郷村大字長坂字長坂一〇二

政党以外

岡部善宜後援会

岡部 善一

佐藤 寛

本宮市糠沢字久保内一七四

同

北山文子後援会

北山 正一

北山 信政

相馬郡飯館村飯樋字久保曾八〇

同

佐々木英夫後援会

佐々木英夫

佐々木弥生

双葉郡浪江町大字権現堂南深町二四

同

佐藤善映安達町後援会

佐藤 善映

佐藤 善映

二本松市渋川字油王田五九

同

佐藤徳治後援会

飯沼 良一

佐藤 嘉伸

伊達市梁川町大字五十沢字滝沢一二

同

佐野幸正後援会

佐野 幸正

渡辺 幸雄

相馬郡飯館村飯樋字八和木五八〇

同

さんゆう会

佐藤 一美

猪股 謙喜

南会津郡下郷町大字栄富字上平己四三

同

しがらみのないクリーンで新しい郡山を創るハートの会

佐藤 徳子

佐藤 新一

郡山市咲田二二〇―二二―一三〇三

同

鈴木たもつ後援会

鈴木 保

鈴木 道子

須賀川市大字前田川字鶴場二〇

同

政治結社平成塾

高久 勇

室井 幸夫

西白河郡西郷村大字熊倉字折口原三七―五五

同

泰友会

諸橋 泰夫

鈴木 仁

郡山市富久山町久保田字大原一六―一六

同

高木昌祺後援会

遠藤 良平

大平 修一

双葉郡楮葉町大字北田字鐘突堂四―四三

同

高宮敏夫連合後援会	白井 誠一	二本松市松岡二二三	同
竹野光雄後援会	佐藤 保	南相馬市小高区浦尻字原田二	同
玉川新時代を拓く会	佐久間安直	石川郡玉川村大字北須釜字中ノ内一三	同
東英グループ	今泉 英史	郡山市白岩町字松ヶ作二一	同
日本国政党光和塾	渡邊 和広	双葉郡広野町下北迫字北釜二六	同
日本聖徳會	国場 良幸	いわき市鹿島町御代字柿境二五―二	同
根本重郎後援会(かさねる会)	根本 明	岩瀬郡鏡石町諏訪町一	同
服部光治安達町後援会	服部 光治	二本松市米沢字川原田三七	同
馬場いさお後援会	馬場 續	双葉郡浪江町赤字木字櫛平一―一六	同
福島公論会	先崎 正長	田村市船引町船引字馬場川原一―六	同
ふるさと「だて」の未来を真剣に考える会	桑名 達	伊達市伏黒字南屋敷五―三	同
南相馬市の明日を考える会	小野田善光	南相馬市原町区二見町三―一四	同
もろはし泰夫後援会	伊藤 太助	郡山市富久山町久保田字大原一―六―六	同
	鈴木 仁		

横山正秀後援会  
横山 正秀 菅野 幸蔵  
相馬郡飯舘村飯樋字八  
和木五五 同

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成十九年三月三十日付け号外第二十七号中  
三 上 一八 第七条の二第一項の規定  
第七条の二第一項の規程

○平成十九年四月六日付け定例第千八百六十四号中

二八三	下	三	同	同	同
	下	六	同	同	同
	下	十七	同	同	同
	下	二十	同	同	同



古紙配合率100%再生紙を使用しています

【定価 1 箇月 3,390円】

発行者 福 島 県 報  
印刷所 株式会社 第一 印刷